

産業団地造成事業設計・許認可業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

那須塩原市では「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」を将来像とした「第2次那須塩原市総合計画」を平成29年3月に策定した。

「第2次那須塩原市総合計画」では基本施策の一つに「雇用環境を整備する」ことを定め、目指すまちの姿として、「地元企業等への雇用を促進し、企業の立地や規模拡大を支援することで就業環境が整備されています。」としている。

また併せて、「那須塩原市企業立地促進条例」を平成29年4月から施行し、市内立地企業の雇用拡大や設備投資に対し、奨励金をもって支援することとした。

しかしながら、市が過去に整備した工業団地は完売しており、新規立地企業や移転先を探す市内企業に対してまとまった用地を紹介することが出来ない現状がある。

このため、平成30年2月に那須塩原市高林地内に約18ヘクタールの土地を購入し、産業団地として用地の造成を行い、企業誘致を進めることとなった。

本業務は、産業団地造成事業に必要となる設計・開発許認可業務を行うことを目的としている。

本要領は、本業務委託の受託候補者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 プロポーザルの内容

- (1) 業務名 産業団地造成事業設計・許認可業務委託
- (2) 業務の内容 別紙「産業団地造成事業設計・許認可業務委託特記仕様書」に記載のとおり
- (3) 履行期限 契約日の翌日から平成31年3月8日まで

3 参加資格

参加者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 那須塩原市の入札参加資格を有すること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- (6) 過去10年以内（平成30年3月31日までに完了した業務）において、対象面積が20ha以上の工業団地（産業団地）の基本設計、開発許認可業務の元請受注実績があること。
- (7) 管理技術者及び照査技術者については、直接雇用者で、技術士（総合技術管理部門 建設一都市及び地方計画）又は技術士（建設部門 都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録証の交付を受けている者を置くこと。

4 現地説明会について

公募の内容及び現地確認を兼ねて現地説明会を実施する。

なお、現地説明会への出席は任意とし、参加申請の要件とはしないが、現地は施錠されており、常時、現地確認ができる状態ではないため、出来る限り下記日程において現地を確認することが望ましい。

- (1) 開催日時 平成30年4月24日（火）午前10時30分から（概ね30分程度を予定）
- (2) 開催場所 高林地内産業団地造成予定地（那須塩原市高林 1203 番地ほか）
- (3) 申込方法 現地説明会への出席を希望するときは、4月23日午後5時までに後記に記載する問い合わせ先までEメール又はFAXにて申し込むこと。（様式自由）
※Eメールの場合は必ず電話による受理確認を行うこと。

5 参加申請書の提出について

- (1) 提出書類 別紙「参加申請書」（様式第1号）
- (2) 提出期限 平成30年5月1日（火）午後5時まで
- (3) 提出場所 後記提出場所
- (4) 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに必着のこと）
※持参の場合は市の休日を除く各日の午前8時30分から午後5時までに持参すること。
※郵送の場合は提出期限までに必着のこと。配達証明等により到着が確認できるようにすること。

6 質問の受付及び回答

- (1) 質疑書（様式第2号）の提出
 - ① 提出期限 平成30年5月1日（火）午後5時まで
 - ② 提出場所 後記提出場所
 - ③ 提出方法 持参、郵送又はEメールのいずれかとする。
※電話、来庁等の口頭による質問は受け付けない。
※持参、郵送の場合は上記5(4)のとおり。
※Eメールの場合は必ず電話による受理確認を行うこと。
- (2) 質疑書の回答
平成30年5月8日（火）までに、プロポーザル参加申請書を提出した全事業者に対して、Eメールでその質問及び回答を送付する。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書表紙（様式第3号） 10部 （正本1部、副本9部）
※正本は事業者名を記載の上、押印を行うこと。
※副本は事業者名を記載し、押印は不要とする。
 - ② 企画提案書（任意様式） 10部 （正本1部、副本9部）
 - ③ 見積書（任意様式） 10部 （正本1部、副本9部）

※正本は事業者名を記載の上、押印を行うこと。

※副本は事業者名を記載し、押印は不要とする。

- ④ 業務経歴書（様式第4号） 10部 （正本1部、副本9部）
- ⑤ 業務の実施体制調書（様式第5号） 10部 （正本1部、副本9部）
- ⑥ 予定技術者の経歴等（様式第6号） 10部 （正本1部、副本9部）

(2) 提出方法等

- ① 提出先 後記提出先のとおり
- ② 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。上記5(4)のとおり。）
- ③ 提出期限 平成30年5月15日（火）午後5時まで
※提出期限までに提出がなかった場合は辞退とみなす。

(3) 企画提案書の内容

「産業団地造成事業設計・許認可業務委託特記仕様書」に基づき、以下の項目に沿って提案を行うこと。

【業務提案事項】

- ① 会社概要（会社の規模、事業内容、従業員数、会社の特色等）
- ② 業務実施体制
- ③ 工程表
- ④ 業務実施方針
- ⑤ 工期が限られた中で、開発許認可協議・申請業務を効率的に進めるための配慮事項
- ⑥ その他提案

(4) 企画提案書様式

A4版片面印刷、A3版はA4版に織り込み左綴じとする。（目次、頁番号をつけること。）
提案枚数は任意とする。

(5) 提案にあたっての留意事項

図示、着色は自由とする。

(6) 見積書

「産業団地造成事業設計・許認可業務委託特記仕様書」に基づき、下記事項に留意の上見積書を提出すること。

- ・見積書の宛名は「那須塩原市長」、業務名は「産業団地造成事業設計・許認可業務委託」とし、正本には事業所名及び代表者名を記入の上、押印すること。副本については事業所名、代表者名を記入し、押印は不要とする。
- ・見積書記載金額については、本業務の価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、合計金額を記載すること。
- ・見積書については、人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように出来るだけ詳細に記載すること。
- ・見積金額の上限は30,510,000円（税込）とし、上限を超える提案は失格とする。

8 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別紙「審査評価基準」のとおり

(2) 審査方法

庁内に「産業団地造成事業設計・許認可業務委託業者選考委員会」（以下「選考委員会」という）を設置する。選考委員会は「審査評価基準」に基づき予備審査（書類審査）を実施後、ヒアリングを実施し、受託候補者を選定する。

(3) その他

審査は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

9 予備審査（書類審査）

(1) 日程

平成30年5月17日（木）予定

(2) 審査方法

選考委員会において予備審査（書類審査）を実施する。予備審査（書類審査）の結果、上位5者からヒアリングを行う。企画提案書等の提出者が5以内の場合は参加資格の確認のみ行う。

(3) 結果通知

予備審査（書類審査）の結果は、参加者全員に文書で通知する。（平成30年5月18日（金）を予定）

10 ヒアリング

(1) 日程

平成30年5月28日（月）予定

※正式な日時、場所については予備審査（書類審査）の結果と併せて通知する。

(2) ヒアリング方法

1事業者につき30分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度）を予定している。プレゼンテーションの方法は自由とし、電源とスクリーンは審査会場に用意するが、その他必要な機器は各自準備すること。

なお、ヒアリングは非公開とし、予備審査の際に提出された資料を基に行うため、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

(3) 審査方法

選考委員会は、参加事業者のうち上位5者とのヒアリングを実施する。

各委員は、提案項目について事業者からプレゼンテーションを受け、質疑応答ののち審査評価基準に基づき評価を行う。

選考委員会は、審査表、ヒアリング内容等を総合的に協議、評価して受託候補者を選定する。

(4) 結果通知

選考委員会の審査の結果は、ヒアリング参加事業者全員に文書で通知する。

11 契約の締結

市は、選考委員会で選定された受託候補者との間で契約交渉を行う。ただし、当該交渉が不調の時は、審査の採点結果が上位のものから順に契約交渉を行う。

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 書類提出後の提案等の修正または変更は、一切認めない。
- (3) 提出された提案書等は、採用の有無にかかわらず返却しない。
- (4) 参加申請書、提案書等に虚偽の記載をした場合には、すべて無効とする。
- (5) 審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては受けない。
- (6) 採用された提案については、協議の上、変更する場合がある。

1.3 書類等の提出場所及び問合せ先

栃木県那須塩原市共墾社108番地2

那須塩原市役所 産業観光部 商工観光課 雇用推進室

電話 0287-62-7130

ファクシミリ 0287-62-7223

電子メール k-shoukoukankou@city.nasushiobara.lg.jp

担当：上野、野中